

公共事業の円滑な施工確保対策

1. 公共事業の円滑な施工確保対策＜概要＞	1
2. H26年2月から適用する公共工事設計労務単価	2
3. 低入札価格調査基準の見直し	3
4. 各種スライド条項の適用(契約約款第25条)	4
5. 消費税率の引き上げについて	6

1. 公共事業の円滑な施工確保対策＜概要＞

公共建築工事の施工確保

➤ 最新単価適用の徹底

予定価格の設定について、入札日直近の最新単価を適用。

➤ 見積りを活用した単価設定

実勢価格との乖離のおそれがある場合に、見積りを取って実勢価格に基づいた単価を採用。

➤ スライド条項の適切な設定・活用

契約後の資材や労務費の高騰に対応するスライド条項の適切な設定・活用。

➤ 適切な数量・施工条件等の設定

設計図書に基づく数量、施工条件等が実態に合わない場合の見直しを徹底。

➤ 相談受付の開始

新たに公共建築工事の予定価格設定等に関する相談受付を開始（地方整備局等の「公共建築相談窓口」）。

予定価格の適切な設定

➤ 公共工事設計労務単価・設計業務委託等技術者単価の機動的見直し（2月より新単価を適用）

最近の労務費の上昇傾向を踏まえ、市場の状況に応じた見直しを実施。（※併せて、公共工事設計労務単価の改定に応じて、全国でインフレスライドの適用を実施。）

➤ 維持修繕工事の歩掛の新設・見直し

橋梁補修工（ひび割れ補修、断面修復、表面被覆）など、歩掛の新設や見直しを実施し、平成26年度から適用。

➤ 歩切りの根絶へ向けた要請

地方公共団体等に対し、歩切り根絶へ向けて強く要請。

適正な工事採算性の確保

➤ 各種スライド条項の活用の徹底

契約後の資材や労務費の高騰に対応するスライド条項を適切に設定するとともに、受注者からの申請に応じて適切な対応を図るよう周知徹底。

➤ 資材等の遠隔地調達に対する追加コストの精算払い

資材等を遠隔地調達せざるを得ない場合に、工事の設計変更による追加コストの精算払いを実施。

人手不足への対応・平準化

➤ 地域企業の活用に配慮した発注ロットの大型化

技術者等の不足状況など、地域の実情等に応じて発注ロットを大型化。

➤ 主任技術者の兼任要件の緩和（5km→10km）

近接した施工場所において主任技術者が兼任して管理できる範囲を、これまでの5km程度から10km程度に緩和。

➤ 国・地方公共団体の発注見通しを統合して公表

地域の実情等に応じて発注見通しを統合し、公表を実施。

➤ 柔軟な工期の設定

受注企業の希望に応じて工期の開始時期を調整するフレックス工期や、工事開始前に労働者確保等の準備を行うための余裕期間（実工事期間の30%かつ3ヶ月以内）の設定を実施。

➤ 設計変更等における柔軟な運用を実施

既契約工事への設計変更による追加や不落隨契などを状況に応じ柔軟に実施。

2. H26年2月から適用する公共工事設計労務単価

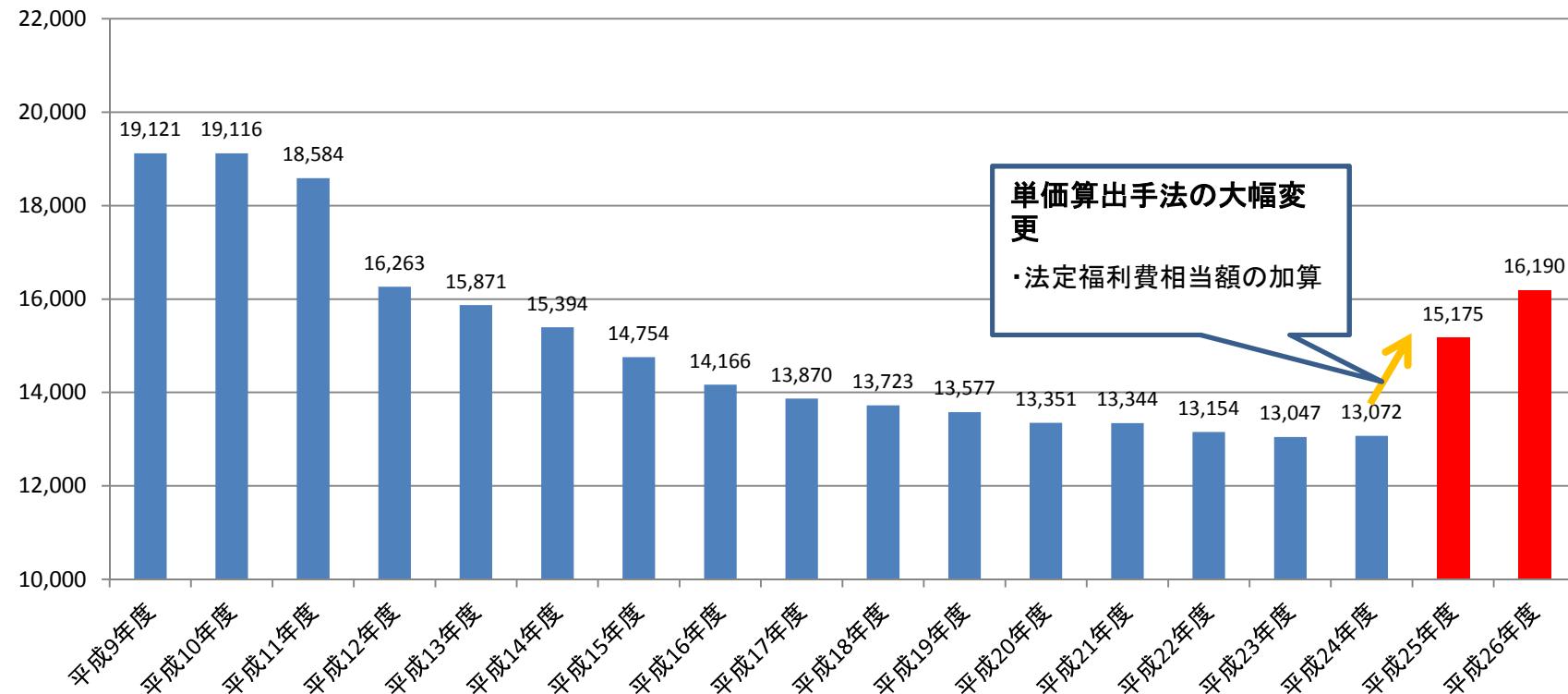
- (1) 最近の技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映 (例年の4月改訂を前倒し)
(2) 社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映 (継続)

→ 全職種平均 全国 (16,190円) 平成25年4月比; +7.1% (平成24年度比; +23.2%)
被災三県 (17,671円) 平成25年4月比; +8.4% (平成24年度比; +31.2%)

※1 入札不調の増加に応じて単価を引き上げるよう措置 (継続) (当面被災三県のみ)

※2 一定の既契約工事についても、新労務単価を踏まえてインフレスライド条項を適用

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移



注1) 加重平均値は、平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した

注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていなかったため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した

3. 低入札価格調査基準の見直し

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定。
- 「当該契約の内容に適合した履行がされることとなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。
履行可能性が認められない場合には、失格。

～低入札価格調査基準価格の見直し～

○H25年6月16日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の一般管理費等の算入率を0.3から0.55へ引き上げる。

【H23年4月～】

【価格の範囲】

予定価格の7.0／10～9.0／10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.80
- ・一般管理費 × 0.30

合 計

【H25年6月～】

【価格の範囲】

予定価格の7.0／10～9.0／10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.80
- ・一般管理費 × 0.55

合 計

注)消費税は別途計上

※平成26年6月16日以降入札公告をする工事から適用

4. 各種スライド条項の適用(契約約款第25条)

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

全体スライド

単品スライド

インフレ スライド

4. 各種スライド条項の適用(契約約款第25条)

価格変動が…

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目	全体スライド (第1~4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事	工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 (運用通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (運用通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)
条項の趣旨	比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更 の方法	対象 請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	臨時で賃金水準の変更がなされた日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者 の負担 残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (29条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え方)
	再スライド 可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能 (臨時で賃金水準の変更がなされる都度、適用可能)

5. 消費税率の引き上げについて

○ 社会保障・税一体改革関連法により、消費税率が段階的に引き上げられることとなりました。

＜消費税率引上げのスケジュール＞

- ・ 平成24年8月22日　社会保障・税一体改革関連法 公布
- ・ **平成26年4月1日　消費税率5% → 8%適用**
- ・ **平成27年10月1日　消費税率8% → 10%適用**

※ 消費税率の引上げに当たっては、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずることとなっています。

工事に係る消費税のポイント

ポイント①どの時点で課税されるのか？ ➡ 契約日ではなく、「引渡し日」時点の税率が適用されます

国内取引に係る消費税の納税義務は、課税資産の譲渡等をした時に成立します。そのため、請負契約の場合は、原則として、

- 物の引渡しを要するもの … 目的物の全てを完成し相手方に引き渡した日
- 物の引渡しを要しないもの…約した役務の全ての提供を完了した日

となり、契約日が消費税率の引上げ前であっても、引渡しが適用日以後であれば、引上げ後の消費税率が適用されます。

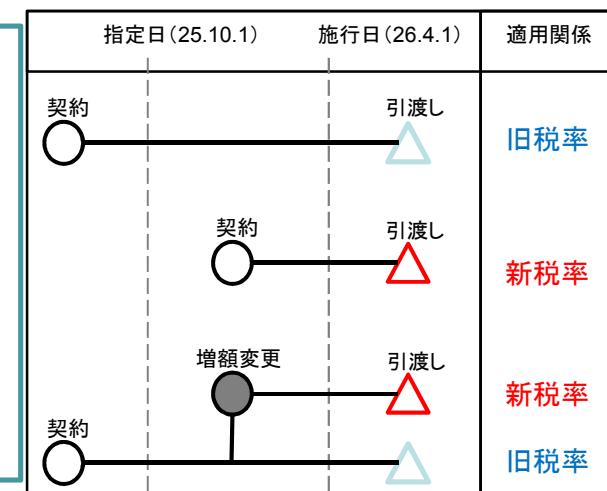
ポイント②経過措置とは？ ➡ **消費税率引上げの半年より前に締結した契約は、旧税率が適用されます**

工事の請負の場合、一般的に契約から引渡しまでに時間がかかるなど考慮し、指定日前に締結した工事その他請負に係る契約に基づくものについては、旧税率が適用されます。

- 消費税率8%適用に係る指定日 … 平成25年10月1日(←平成26年4月1日の半年前)
- 消費税率10%適用に係る指定日…平成27年4月1日(←平成27年10月1日の半年前)

＜注意＞増額変更があった場合

経過措置の適用工事であっても、指定日以降に変更契約により増額された場合は、その増額された対価の部分については、引上げ後の消費税率が適用されます。



※消費税率10%に係る指定日は27.4.1、施行日は27.10.1となる